

令和 2 年 5 月 25 日

お客様 各位

〒102-0093 東京都千代田区平河 2 丁目 7 番 5 号

砂防会館本館 3 階 TF 法律事務所

破産者北日本物産株式会社

破産管財人 小 畑 英 一

(担当破産管財人代理 下田正彦)

電話 03-6206-1348

FAX 03-6206-1309

ご 連 絡

北日本物産株式会社は、令和 2 年 3 月 30 日午後 5 時に東京地方裁判所において破産手続開始決定を受け〔令和 2 年（フ）第 1987 号〕、当職が破産管財人に選任されました。

破産会社は、令和 2 年 3 月 10 日に事業を停止しており、今後、当職において、破産管財業務を遂行することとなります。そのため、従前、お客様からお申込いただきました商品につきましては、発送することができない状況となりました。

ご迷惑をお掛けすることとなり申し訳なく存じますが、ご了承をお願い申し上げます。

お客様において、債権届出を希望される場合には、関係書類をご送付申し上げますので、別途ご連絡をお願いいたします。

なお、現時点において、配当見込みを確定的に申し上げることはできませんので、この点をご留意頂ければと存じます。

よろしくお願いいたします。